岸和田市保育士応援特別給付金交付要綱

岸和田市保育士応援特別給付金交付要綱(令和4年4月1日施行)の全部を改正する。 (目的)

第1条 この要綱は、民間特定・教育保育施設における保育士、保育教諭(以下「保育士等」という。)の確保及び離職防止を図り、もって教育・保育を必要とする児童に対し、質の高い教育・保育を安定的に提供し、児童福祉・幼児教育の増進を図ることを目的に、市内の民間特定教育・保育施設に新たに勤務する保育士等に対し、予算の定める範囲内において、岸和田市保育士応援特別給付金(以下「特別給付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育施設」とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第1項第1号及び同項第3号並びに第46条の規定に基づいて運営されている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。

(規則との関係)

第3条 特別給付金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則(平成11年規則第43号)第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(特別給付金の交付対象者)

- 第4条 この要綱に基づく特別給付金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 令和3年4月1日以降に市内の民間特定教育・保育施設で新たに勤務を開始した者で、保育業務に従事するもの(ただし、施設長、主任保育士(当該民間特定教育・保育施設が国の定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に規定する「主任保育士専任加算」を受けている場合に限る)又はこれに類する管理職業務に従事している者は除く)。
 - (2) 1箇月につき 120 時間以上の勤務を要する者として雇用されているもの。
 - (3) 市内の民間特定教育・保育施設で新たに勤務を開始した日(以下「勤務開始日」という。)から引き続き6箇月以上勤務する者で、勤務開始日から4年以内のもの。
 - (4) 5回目以降の給付にあたっては、36箇月勤務に到達する日を含む直前の1月1日時点及び申請日時点で本市在住者(本市に住民票があること)であるもの。

(特別給付金の額等)

- 第5条 特別給付金の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 給付する特別給付金の総額は650,000 円以内とする。

(2) 勤務開始日以後4年以内の期間において、給付する額は次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める金額とし、それぞれ1回を限度とする。

回数	区分	金額	備考
1	勤務開始日以後引き続き 6箇月間勤務	30,000 円	5回目以降の給付にあた
2	勤務開始日以後引き続き 12 箇月間勤務	50,000 円	っては、本市在住者(36 箇
3	勤務開始日以後引き続き 18 箇月間勤務	70,000 円	月勤務に到達する日を含
4	勤務開始日以後引き続き 24 箇月間勤務	100,000 円	む直前の1月1日時点で
5	勤務開始日以後引き続き 36 箇月間勤務	200,000 円	本市に住民票があること)であること。
6	勤務開始日以後引き続き 48 箇月間勤務	200,000 円	(2) (MQ_2)

(特別給付金の申請)

- 第6条 特別給付金の交付の申請は、岸和田市保育士応援特別給付金交付申請書(様式第 1号)により、市長が定める期日までに行わせるものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 保育士登録証
 - (2) 在職証明書(1日当たりの勤務時間及び1箇月当たりの勤務日数を記載したもの)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(特別給付金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による特別給付金の交付の申請があったときは、当該申請の 内容を審査し、特別給付金の交付の決定をしたときは、岸和田市保育士応援特別給付金 交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、特別給付金を交付することが不適当であると認めたとき は、理由を付して、岸和田市保育士応援特別給付金不交付決定通知書(様式第3号)に より、通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第8条 市長は、交付決定された保育士等が次の各号のいずれかに該当する場合は、特別 給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 第4条及び第5条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (2) 虚偽その他の不正な手段により特別給付金の交付決定を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定後において、特別給付金の交付を行うことが 不適当であると市長が認めた場合

(交付決定の取消しの通知)

第9条 市長は、前条の規定により特別給付金の交付決定を取り消そうとするときは、理由を付して岸和田市保育士応援特別給付金交付決定取消通知書(様式第4号)により、

当該保育士等に直接通知するものとする。

(特別給付金の交付)

- 第10条 特別給付金の交付は、交付決定された保育士等からの請求に基づき交付する。
- 2 前項の請求は、岸和田市保育士応援特別給付金請求書(様式第5号)により行わせるものとする。
- 3 市長は、交付決定された保育士等から前項の規定による交付の請求を受けた場合、速やかに当該請求に係る特別給付金を交付するものとする。

(特別給付金の返還)

- 第11条 市長は、第8条の規定により特別給付金の交付決定を取り消した場合において、 交付決定された保育士等に対し、既に特別給付金が交付されているときは、岸和田市保 育士応援特別給付金返還通知書(様式第6号)により、その期限を定めて特別給付金の 返還を求めるものとする。
- 2 前項の通知があったときは、当該保育士等は返還額を市長が指定する期日までに、返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別給付金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に 第4条の規定による特別給付金の交付対象者に係る給付措置については、この要綱は、 同日後もなおその効力を有する。